

燃料電池バス導入促進事業実施要綱

(制定) 平成28年2月17日付27環地環第361号

(改正) 平成29年3月31日付28環地次第357号

(改正) 令和元年6月19日付31環地次第152号

(目的)

第1条 この要綱は、東京都（以下「都」という。）が、水素エネルギーが活用された水素社会の早期実現に向けて事業用の燃料電池バスの普及を促進するために行う「燃料電池バス導入促進事業」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- 一 燃料電池バス 搭載された燃料電池によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた自動車をいう。）であって、乗車定員11人以上のもの
- 二 リース契約 燃料電池バスの貸主が、当該燃料電池バスの借主に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該燃料電池バスを使用収益する権利を与え、借主は、当該燃料電池バスの使用料を貸主に支払う契約
- 三 リース事業者 リース契約その他知事がリース契約と同等の契約として認めたものに基づき、燃料電池バスの貸付等を行う者

(本事業の内容)

第3条 都は、燃料電池バスを導入する者に対し、燃料電池バスの導入に要する経費の一部を助成する。

(助成対象者)

第4条 助成金の交付対象とする者（以下「助成対象者」という。）は、次に掲げる者とする。

- 一 民間企業（リース事業者を含む。）
- 二 地方公共団体
- 三 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- 四 一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人

五 法律により直接設立された法人

六 その他知事が認める者

(助成対象バスの要件)

第5条 助成金の交付対象となる燃料電池バス（以下「助成対象バス」という。）は、次の全ての要件を満たすものとする。

- 一 初度登録日（助成対象バスが初めて道路運送車両法第4条の規定により自動車登録ファイルに登録を受けた日をいう。以下同じ。）が平成28年2月17日から令和3年2月28日までの間である燃料電池バス（中古車を除く。）とする。
- 二 道路運送車両法第60条第1項の規定により交付される自動車検査証における使用の本拠の位置の住所が都内にあること。

(助成対象経費)

第6条 助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象バスの本体の購入に要する費用とする。

(助成金額)

第7条 助成金の交付額（以下「助成金額」という。）は、助成対象経費の $2/3$ の額から基準額（助成対象バスと乗車定員、全長等の仕様が同等であって、かつ、原動機に内燃機関を用いた自動車の本体の購入に要する費用の標準的な額として別に定める額とする。）を差し引いた額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、助成対象者が、助成対象経費について国その他の団体からの補助金等（以下「国補助等」という。）を併用して受ける場合において、国補助等の額が助成対象経費の $1/3$ の額を超える場合にあっては、都の助成金額は、前項の規定により算出した額から助成対象経費の $1/3$ の額を超える国補助等の額を差し引いた額とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、助成金額は5,000万円を上限とする。

(実施体制)

第8条 都は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）に対し、助成金の原資として出えんを行うものとする。

- 2 公社は、前項の規定による出えん金を基に基金を造成し、都と公社とで別途締結する出えん契約に基づき、基金を適正に管理するものとする。
- 3 都は、第1項の規定による出えん金のほか、公社に対し、第3条から前条までに規定する助成金の交付を行う事務を委託し、当該事務の執行に要する費用については、都の予算の範囲内において、委託料として公社に支払うものとする。

(実施期間)

第9条 本事業の実施期間は、平成27年度から令和2年度までとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、東京都知事が別に定める。

附 則（平成28年2月17日付27環地環第361号）

この要綱は、平成28年2月17日から施行する。

附 則（平成29年3月31日付28環地次第357号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月19日付31環地次第152号）

この要綱は、令和元年6月19日から施行する。